

家畜衛生 いざも

H27年度 No.1

2015.5月



島根県東部農林振興センター出雲家畜衛生部(出雲家畜保健衛生所)

〒699-0822 出雲市神西沖町 918-4 TEL(0853)43-7900 FAX(0853)43-2801

★家畜衛生部長 あいさつ～新年度にあたって～

出雲家畜衛生部へ4月から勤務することとなりました高仁です。よろしくお願ひします。

日頃より地域の畜産振興と家畜衛生の推進につきましては、ご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、昨年度は、「高病原性鳥インフルエンザ」が九州、中国地方で発生し、平成22年の安来で発生が思い出されたところです。もはや「高病原性鳥インフルエンザ」は、いつ、どこで発生してもおかしくはない状況となりました。また、「口蹄疫」については、ここ数年国内で発生はないものの韓国、中国をはじめ近隣の国では、発生が続いています。海外との交流が頻繁な昨今、我が国への「口蹄疫」の侵入も懸念されるところです。このような状況の中、家畜防疫においては、家畜伝染病の発生防止対策と万一の伝染病発生に備えた万全の危機管理体制強化を図って参ります。



家畜衛生部長 高仁 敏光

また、家畜衛生対策では、肉用牛巡回、酪農巡回をとおしての受胎率向上対策、子牛の事故低減対策、肥育牛の肉質向上対策、放牧衛生検査等を現場と連携を取りながら進めて行きます。

出雲家畜衛生部職員一同「地域の畜産振興」に取り組んで参りますのでよろしくお願ひいたします。

★平成27年度 職員紹介



家畜衛生課

課長 矢田 恭一
企画員(庶務) 加藤 美知子
主任獣医師 高橋 優
主任獣医師 藤原 浩美



防疫業務課

課長 森脇 俊輔
企画員 土江 将文
主任獣医師 山本 裕美
獣医師 原 登志子
嘱託職員 石飛 幾久世

★日本が高病原性鳥インフルエンザの清浄国へ復帰しました

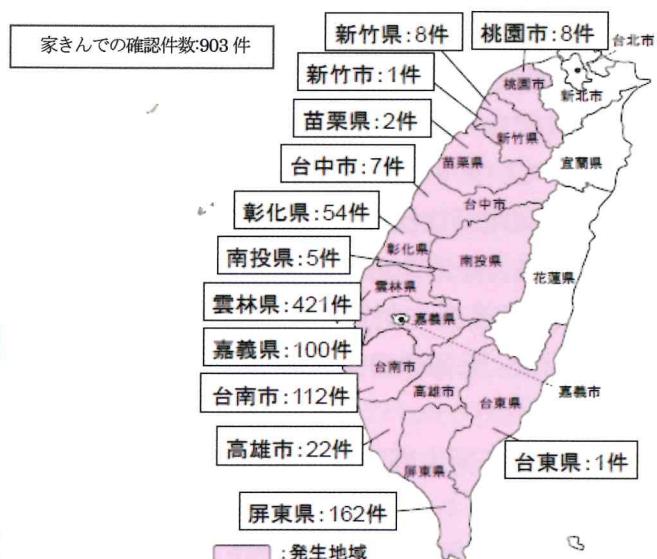
平成 26 年 12 月から平成 27 年 1 月にかけて、宮崎県、山口県、岡山県及び佐賀県で発生した HPAI (H5N8 亜型) については、1 月 23 日までに防疫措置が完了し、その後のサーベイランス及び 3 か月間の発生が確認されなかったことから、OIE (国際獣疫事務局) の規定に基づき、4 月 24 日付けで清浄国となりました。

一方、韓国および台湾等隣国においては、依然として本病及び口蹄疫の発生が続いており（下図参照）、また、国内では、平成 25 年に豚の PED の発生が沖縄県を発端に猛威を振るい、平成 27 年 3 月時点では 23 都道県 142 農場での発生が確認されたことからも、家畜飼養の方々におかれましては、引き続き、病原体の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いします。また、関係機関の方々におかれましては、畜舎出入り口に設置してある踏み込み消毒槽の活用をお願いします。

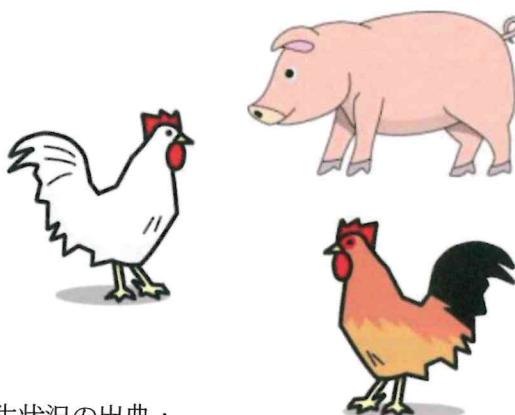
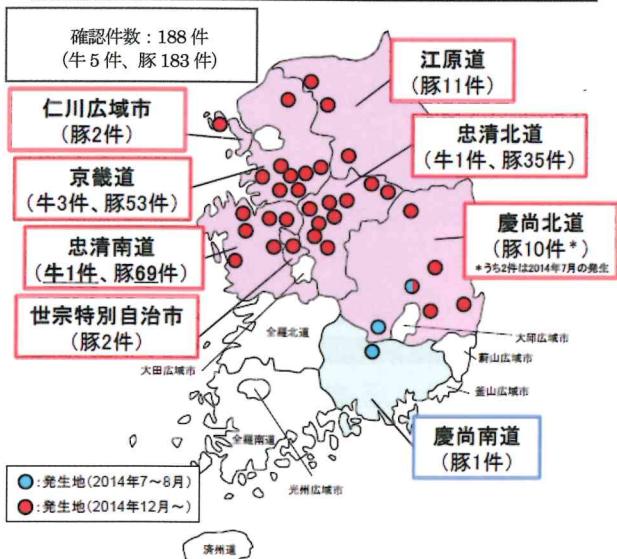
韓国における高病原性鳥インフルエンザ
(H26 年 1 月以降、H27. 4. 20 日時点)



台湾における高病原性および低病原性
鳥インフルエンザ (H27 年 1 月以降、4 月 26 日時)



韓国における口蹄疫
(H26 年 7 月以降、H27. 4. 29 日時点)



発生状況の出典：

韓国農林畜産食品部

台湾行政院農業委員会動植物防疫檢疫局

OIE 等

★ 5条検査の実施について

家畜衛生部では、家畜伝染病予防法第5条に基づき、乳用牛等を対象に3年に1回、以下の3つの**法定伝染病**について定期検査を実施しています。

ブルセラ病・結核病・ヨーネ病



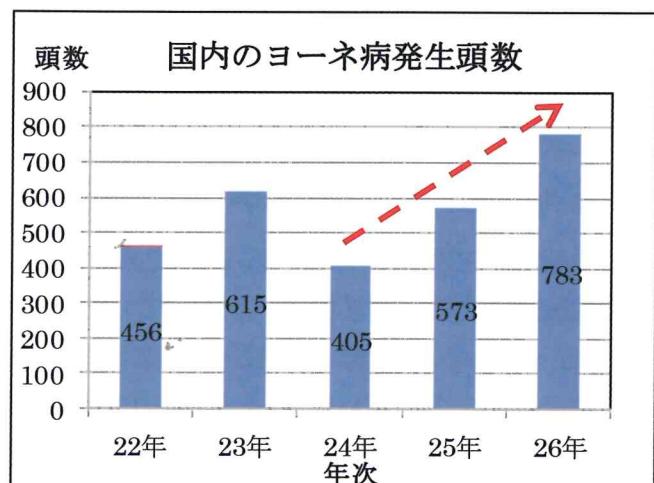
平成27年度は、**旧出雲市**および**旧斐川町**が検査の対象地域になります。

ブルセラ病および**結核病**は**人畜共通感染症**でもあり、人と家畜双方において重要な疾病です。国内では最近5年間(H21～25年)で、ブルセラ病については発生がなく、結核病は2頭の発生がありました。

ヨーネ病は人畜共通感染症ではありませんが、全国で多数の感染牛が確認されており、発生頭数は増加の傾向にあります。ワクチンや治療法はなく、牛、めん羊、山羊などの反する動物に慢性で頑固な間欠性の下痢を発症させ、乳量の低下や削瘦等が起こります。妊娠や分娩などのストレスが発病の誘因になるとされています。

本病の防疫対策には、**患畜及び保菌牛の摘発と殺処分、汚染物の徹底した消毒**が必要です。

対象地域の酪農家および関係機関の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。



★放牧検査を実施しています

公共放牧場や共同牧場(林間、転作田・耕作放棄地を含む)で放牧する牛について、放牧前後に血液検査や健康チェックを実施し、放牧場における伝染病の伝播防止や放牧事故の低減を図っています。

検査する項目：ピロプラズマ病・牛白血病など

放牧中は、毎日の観察と、ピロプラズマ原虫を媒介するダニの寄生予防などの衛生対策を行いましょう。

検査を希望される場合は、**放牧場の窓口(役場やJA等)**にご連絡下さい。



★家畜共済の事務取扱等要領が一部改正されました

1 共済金支払対象になった牛

- ① と畜場において「牛白血病」と診断され全部廃棄となった牛
- ② と畜場に平成27年5月1日以降に搬入され牛

ただし、次の2の「①～④の全ての項目」が実施されていること条件であり、1つでも実施されていない場合や、届出が遅れた場合には共済金が免責されます。

2 牛白血病感染拡大防止措置

- ① 同一の注射針を複数の牛に用いないこと。
- ② 直腸検査および人工授精時に使用する手袋を1頭ごとに交換すること。
- ③ 妊娠鑑定時等に使用するエコープローブカバーを1頭ごとに交換すること。
- ④ 除角器具、去勢器具、削蹄器具、耳標・耳環器具等は1頭ごとに洗浄、消毒すること。また、洗浄と消毒の容器は別容器とすること。



3 免責事項

- ① 上記の①～④が実施されていない場合は、共済金の4割が免責されます。確認については、届け出後に組合の担当者が実施（聞き取り、消毒槽の設置等）し、その結果については、家畜保健衛生所に提供されます。
- ② と畜場で全部廃棄となった場合、食肉衛生検査所から書類が届いて3日以内に組合に通知しなかった場合は、共済金の1割が免責されます。

注) 家畜飼養者だけでなく、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等が行っていない場合も共済金が免責されますので、かかりつけの獣医師等に予め説明しておいてください。

★家畜の医学～子牛の第一胃を発達させ、さらに高い市場評価を得ましょう～

このところの子牛市場は高い市況で推移しています。チョットしたひと工夫と投資で、さらに良質な子牛を生産する方法を提案したいと思います。

生後間もない子牛は、第四胃での消化が主で、第一胃は未発達です。成牛と同じような第一胃発酵が始まるのが3か月齢位からと言われています。この第一胃の成長および発達が、その後の生産性を左右するといっても過言ではありません。

この第一胃の発達を促すのが、プロピオン酸と酪酸といった通常濃厚飼料を摂取したときに得られる成分です。つまりスター（人工乳とも言います、と言っても液状ではなく多くはペレット状のエサです）を子牛に与えることで第一胃粘膜の絨毛は発達します。

左の写真はスターを与えられた子牛の胃粘膜で右の写真は与えられなかった牛の写真です。御覧のとおりスターを給与された牛の胃は黒々と胃のヒダが発達しており、栄養吸収も期待できます。



[写真の引用は
[「http://www.das.psu.edu/dcn/iinde.html」](http://www.das.psu.edu/dcn/iinde.html)
より]

皆さんの牛舎では、親牛と子牛が同居していると思いますが、子牛専用の飼槽を設けて、3か月齢までを目安に給与して下さい。その際、新鮮な水も御願いします。実は母乳だけでは水分は足りません。そして、スターの採食量に合わせ少しづつ良質乾草も給与しましょう。上手くいけば、早くから肩幅や背幅が出てくると思います。あるいは育成期間の短縮で、通常より早く市場出荷ということも…。こうした牛は病気なりにくいため、購買者が次も選んで買ってくれるかも知れません。



今年度もよろしくお願いいたします！

